

令和2年5月8日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第1回

杵築市議会臨時会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第70号 令和2年度杵築市一般会計補正予算（第1号）

－ 補正予算書1ページ－

報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市税条例の一部を改正する条例）

－ 議案書2ページ－

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月30日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第8条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第13条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第20条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

